

広島県告示第四百七十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第二項及び地方自治法施行規則（昭和二十二年省令第二十九号）第十二条の二の十四第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年五月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	住所又は事務所の所在地	指定をした日	委託した公金事務に係る歳入等の内容	委託をした日（委託期間）
公益社団法人東広島市シルバー人材センター	東広島市西条栄町九番一八号	令和七年五月一日	広島県立総合技術研究所農業技術センターにおける生産物売払収入	令和七年五月一日 （令和七年五月一日 ～令和八年三月三十一日）